

3. その他

◆Q&A◆



◆助成対象について◆



Q1	松山市外の事業主ですが、松山市内に事業所があります。その松山市内の事業所の申請はできますか。
A	○ できます。松山市にある事業所のシャワーヘッド交換であれば対象です。

Q2	市内に複数の事業所を所有しているのですが、同時に複数の事業所分を申請することはできますか？
A	○ できます。基本は事業主の方がまとめて申請をお願いします。

Q3	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	○ できます。地下水などを使用していても申請できます。

Q4	事業用以外の建物は対象となりますか？
A	× 対象外です。社会福祉法第2条に基づく事業を行っている部分のシャワーヘッドを交換した場合が対象となり、それ以外のものについては、対象外です。

Q5	浴室等をリフォームしましたが、申請できますか？
A	○松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置しているのであれば対象となります。「シャワーヘッドを含む節湯水栓交換」に該当しますので、申請の際には「水栓交換完了証明書」が必要です。

Q6	建築中の建物に設置するシャワーヘッドは対象となりますか？
A	× 対象外です。既存施設のシャワーヘッドを交換する場合が対象です。建築中の建物は、シャワーヘッドも新設となるため、対象外です。

Q7	松山市立の保育園や松山広域福祉施設事務組合等の公的な施設は助成対象となりますか？
A	× 対象外です。国・地方公共団体や市長が認める公共的団体の事業者は、助成対象外となりますので、申請できません。

◆対象機器等について◆



Q8	令和7年3月に購入した止水機能付き節水シャワーヘッドは対象になりますか？
A	○なります。 申請可能なものは、令和6年4月1日以降に購入されたもので、令和8年3月31日までのものです。申請受付も令和8年3月31日までで、申請額が予算額に達した日で終了となりますので、ご注意ください。

Q9	止水機能付き節水シャワーヘッドの購入先指定はありますか？
A	× ありません。 購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。ただし、申請時には支払いが分かる書類(詳しくは P13~P15)が必要となりますので、購入の際にご確認ください。

Q10	止水機能のない節水シャワーヘッドは対象となりますか？
A	× 対象外です。本助成制度は職員の負担軽減も目的としているため、止水機能付き節水シャワーヘッドのみ助成対象です。



Q11	止水機能付き節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？
A	× 対象外です。 ホースが対象となるのは、止水機能付き節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品(1つのパッケージに入ったもの)の場合です。単体のものを購入された場合は、止水機能付き節水シャワーヘッドのみが助成の対象です。その他、アダプター等も(セットではなく)別で購入されたものは対象外です。

Q12	箱や保証書、取扱説明書に節水効果の記載がありませんが、どのようにして節水効果や水量を確認すれば良いですか？
A	製品の箱等に記載がなく節水効果の確認ができない場合は、商品のパンフレットやインターネット上での商品紹介ページなどで節水効果を確認し、ご購入ください。

Q13	現在、節水シャワーヘッドを使用していますが、交換を考えています。対象となりますか？
A	○ 対象です。節水効果など条件を満たしていれば対象となります。



Q14	「止水機能付き節水シャワーヘッド(単体)」「止水機能付き節水シャワーヘッドとホースのセット」を購入後、業者に設置してもらいました。対象となりますか？
A	○ 商品代金のみ対象です。設置にかかる費用は対象外です。



Q15	「止水機能付き節水シャワーヘッドを含む節湯水栓」を購入後、職員(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	× 対象外です。 水栓の交換を行う場合、事業者以外の方が交換したものは対象外です。松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置していることが条件となります。

Q16	事業所内にシャワーヘッドが5つあります。5つとも交換するため新たに購入した場合には申請できますか？
A	○ できます。台数の制限はなく、交換されたシャワーヘッド全てが対象となり、1台当たりの助成金額×台数分を交付いたします。

Q17	外国製のシャワーヘッドを購入しました。対象になりますか？
A	○ 対象です。 基準を満たすものは対象となります。ただし、水栓と合わずに交換できないものは対象外ですので、購入するにはメーカー等に確認するなど、ご注意ください。



Q18	浴室以外のシャワーヘッドは対象にならないのですか？
A	浴室に限らず、保育施設等のトイレなどに設置しているシャワーヘッドも対象です。また、事業で使用するシャワーヘッドで、職員の負担軽減につながる場合はその他のシャワーヘッドについても対象となる可能性がありますので、詳しくは水資源対策課までお問い合わせください。

Q19	水栓交換を行いました。業者から節湯 B1(B)の水栓だから15%削減しかないと言われました。対象になりますか？
A	シャワーヘッドと合わせて30%以上の節水効果があれば対象となります。

◆助成金交付書(請求書)の申請について◆

Q20	受付はいつからいつまでですか？
A	令和6年6月1日(土)～令和8年3月31日(火)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。

Q21	郵送・窓口申請を行う場合、申請書類は、どこで入手できますか？
A	水資源対策課(市役所本館5階)の窓口で配布しています。郵送を希望される場合は、ご連絡ください。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q22	窓口へ直接申請に行く場合、代表者本人が行かないといけませんか？
A	窓口に来られるのは、代理の方でもかまいません。

Q23	令和6年度に申請した場合、令和7年度は申請できないのですか？
A	令和7年度も申請できます。



Q24	交換後の写真を携帯電話で撮りましたが、印刷するプリンターがありません。携帯電話の画面を窓口で見せるのでも良いですか？
A	× 郵送・窓口申請の場合は受付できません。写真は添付書類として必要ですので、印刷が可能な店舗等で印刷してください。なお、電子申請の場合は写真データを添付書類として使用できます。



Q25	ポイントを使用し、残りを現金(クレジット等)で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？
A	過去の買い物に対し付与されたポイントでの支払い分は助成の対象外です。 ※ポイントのほか、割引券やアプリのクーポン支払い分も対象外 商品の一部をポイントで等支払われた場合は、ポイント等利用分を差し引いた額で、助成額を算出します。(詳しくはP2参照) ご不明の場合には、購入前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q26	クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象ですか？ また、商品券やギフト券で支払った場合はどうですか？
A	助成対象です。(付与されたポイントや割引、サービスではないので、現金と同等と考えます。) ご不明の場合には、申請前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q27	シャワーヘッド交換に伴う取付工事代金と商品代金の合計額が領収書(レシート)に記載されていますが、内訳がありません。購入価格は領収書の金額で構いませんか？
A	助成額を計算するための「購入価格」が商品代金となりますので、領収書の但し書きとして、シャワーヘッドの商品名と商品代金、その他工事費等の内訳をご記入ください。(P13~P15参照)

Q28	節水効果を記載していた箱を捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？
A	取扱説明書に記載があれば、そのコピー又は写真でかまいません。記載がない場合には、商品のホームページなどで節水効果が書かれている箇所をプリントアウトして添付してください。

Q29	記入を間違えました。どうすれば良いですか？
A	郵送・窓口申請の場合は、氏名と助成金交付申請額の訂正できませんので新たな申請書に書き直してください。それ以外については、間違ったところに二重線を引き訂正してください。修正ペン、修正テープでの修正はできません。 電子申請の場合は、水資源対策課までご連絡ください。



Q30	領収書(レシート)を紛失した場合、どうしたらいいですか？
A	まずは、商品を購入した店舗に、領収書等の再発行が可能かを確認してください。(不可能な場合):「支払い証明書」など、①購入した商品の情報が記載され、②料金を支払ったことが分かるものがあれば、領収書(レシート)以外でもかまいません。証明できるものが何もない場合は、申請はできません。

Q31	領収書(レシート)にシャワーヘッド購入価格以外のものも記載されていますが問題ないですか？
A	シャワーヘッドの商品名(又は製品番号等)と購入価格が分かれば、問題ありません。分からない(記載がない)場合は、購入事業者へ商品名(又は製品番号)と購入価格が分かる領収書の発行をお願いしてください。

Q32	購入価格には配送手数料等も含んで構いませんか？
A	× 含みません。助成の対象となるのは商品代金のみです。



Q33	分割払いで購入した場合は対象になりますか？
A	領収書が発行されていれば対象となります。 領収書が無い場合、分割での支払いが完了していることが分かる書類(電子申請の場合はデータ)の添付をお願いします。なお、分割の途中で申請をする場合は、止水機能付き節水シャワーヘッドの購入価格ではなく、支払が完了している額を「購入価格」と考えて助成額を計算します。

Q34	【郵送・窓口申請の場合】交換(設置)後の写真は、パソコンからのプリントアウトで構いませんか？
A	カラーであれば、印刷方法は問いません。(A4 サイズで印刷されたものでも可。)ただし、交換(設置)が完了したことが確認できる全体のものを必ず添付してください。

Q35	今回施設内の多くのシャワーヘッドを交換しました。設置後の写真や図面への記載は、交換したシャワーヘッド全部が要りますか？
A	交換したシャワーヘッド全ての写真と全ての設置場所を記載した図面が必要です。なお、水資源対策課職員の現地確認を希望された場合は、設置後の写真と設置場所を記載した図面の提出を省略することができます。現地確認については、水資源対策課から連絡がありますので、ご協力お願いします。

Q36	【電子申請(送信後)】 申請を取り下げる場合はどうすればいいですか？
A	水資源対策課までご連絡ください。

Q37	申請した後、領収書や節水効果が分かる書類などは処分して良いでしょうか？
A	申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

◆助成金の交付について◆

Q38	不交付になる場合はどのような場合ですか？
A	交付申請書(請求書)提出後に書類確認を行いますが、その際に助成対象要件を満たしていない場合などです。

◆その他◆

Q39	他の補助制度と重複して申請することができますか？
A	同じシャワーヘッドの交換を対象に、他の補助事業と重複して申請することはできません。